

子どもが主人公であるための親子交流のルール

子ども中心に日程調整する。

- ① 候補日は、子どもの都合や健康状態が分かる監護親（同居している親）の方から複数日を提示していただきます。
- ② 月1回実施の場合は、日程を決めた後の変更または振替えはしません。
- ③ 次回の日程は、交流後に決めて帰るか、監護親に期限を切って候補日を提示していただきます。

誰に会うかを子どもに事前に伝える。

- ① 交流者は別居親に限ります。
- ② 交流の目的は、子どもが離れて暮らす親の存在を知り、実像を自分の目で確かめ、親子の絆を強めることです。監護親は子どもに別居親と会うことをあらかじめ伝えてください。
- ③ 交流する親は、子どもに無理強いしてまで「親」（お父さん・お母さん・パパ・ママなど）と呼ばせないでください。

子どもを板ばさみにしない。

- ① 子どもは父母両方に愛され、認められたいと思っています。他方の親の悪口を決して言わないでください。
- ② 子どもにタブーをもたせたり、内緒話や事前の相談のない約束をしないでください。
- ③ プレゼントは、誕生日、クリスマスなどに限ります。事前に必ず支援員に相談してください。
- ④ 監護親の同席は、支援員が要請または認めたときに限ります。

交流を子どもが安心して楽しめる時間にする。

- ① 質問や問いかけは、緊張している子どもに尋問と感じられます。笑顔で、遊びに徹し子どもから自然に話しかけるのを待って、聴き役に徹します。
- ② 子どもが嫌がらなければ、数枚の写真撮影は差し支えありませんが、親子交流中写真、その他の情報を公表したり、裁判等に利用しないでください。
- ③ 録音・録画は禁止です。子どもが自由にのびのびとふるまえるためです。
- ④ 交流中、子どもに外部との通信をさせることはできません。
- ⑤ 交流中は禁煙です。飲酒や薬物を使用しての交流は厳禁です。
- ⑥ 交流日以外に、直接子どもを訪ねたり、連絡をしないでください。
- ⑦ 人や物に対する暴力・暴言・威圧、連れ去りや連れ去り企図があった場合は、親子交流支援を中止します。

交流の継続のための父母の協力

- ① 時間についての約束を守ってください。
- ② 監護親は、交流した子どもをほめるだけにして、根掘り葉掘り様子を聞かないでください。交流が良くても悪くても子どもは疲れています。
- ③ 父母ともに、焦らず、あきらめず、粛々と実行してください。
- ④ 父母は、子どもの親の役割に徹し、元夫婦間の過去の話をしてしないでください。
- ⑤ 父母の意見調整が難しいときには、支援員の判断に従っていただきます。